石垣	一箇所	倉吉市西仲町二六五六
石垣	一箇所	倉吉市西仲町二六五八―二
石垣	一箇所	倉吉市西仲町二六六二、二六六三、二六六六
石橋	一基	倉吉市西仲町二六六三
石垣	一箇所	倉吉市西町二六六九
石橋	一基	倉吉市西町二六七六
石垣	一箇所	倉吉市西町二六七七
石垣	一箇所	倉吉市西町二六七七
石橋	一基	倉吉市西町二六七七
石垣	一箇所	倉吉市西町二六八二
石橋	一基	倉吉市西町二六八三
石垣	一箇所	倉吉市西町二六八三
石垣	一箇所	倉吉市西町二六八六
石垣	一箇所	倉吉市西町二六八九
石垣	一箇所	倉吉市西町二六九〇
石垣	一箇所	倉吉市西町二六九五
道標	一基	倉吉市西町二七〇二―一

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表四**　朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	朝倉市秋月九〇五―一
主屋	一棟	朝倉市秋月九〇七
納屋		
工作物		
門	一棟	朝倉市秋月九〇五―一

○文部科学省告示第五十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十二年文部省告示第九十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表一**　川越市川越伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	川越市幸町一―六
主屋	一棟	川越市幸町二―一五
主屋	一棟	川越市元町二―二―五
主屋	一棟	川越市幸町七―二二

○文部科学省告示第五十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十四年文部科学省告示第九十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表二**　金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	金沢市東山一丁目一六番六号

○文部科学省告示第五十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十五年文部科学省告示第八十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表**　八女市八女福島伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	八女市本町二一
主屋北	一棟	八女市本町一五四
主屋	一棟	八女市本町二四四
主屋	一棟	八女市本町三四三―一

別表中、次の表の上欄に掲げるものを下欄のように改める。

上欄			下欄		
種別	員数	所在地	種別	員数	所在地
建築物			建築物		
土蔵	一棟	八女市本町九一	倉庫	一棟	八女市本町九一
倉庫	一棟	八女市本町一〇〇	土蔵	一棟	八女市本町一〇〇

○文部科学省告示第五十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十七年文部科学省告示第百十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明